

令和7年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会

令和8年2月5日(木)

午後2時～午後3時

小牧市役所東庁舎本会議用控室

【出席者】

- 被保険者代表
山本朱美委員、堀尾初美委員、佐藤章子委員、舟橋葉子委員
- 保険医等代表
吉田雄一委員、佐々木成高委員、渡邊暢浩委員、岩田登美子委員
- 公益代表
瀬瀬昌章委員、澤木厚司委員、小澤尚司委員、上野都砂子委員
- 事務局職員
江口福祉部長
保険医療課 水野課長、小林係長、江口係長

【欠席者】

なし

議事録

【司 会】

定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日はご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、保険医療課 国保係長の江口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本会議は公開となっておりますが、ただいまのところ傍聴の申し出は、ありません。

また、本日は12名の委員が出席されており、過半数の委員の出席がありますので、本日の協議会の成立をご報告いたします。

事前に送付させていただきました資料として、

「令和7年度第3回小牧市国民健康保険運営協議会次第」がA4サイズで1枚。

【諮問資料】として「課税限度額の改正について」の資料2枚。

【報告資料】として、「軽減判定所得基準額の改正について」の資料が1枚、「令和7年度の状況について」の資料が1枚です。

また、「課税限度額の改正について」は差替えさせております。不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、瀨瀨会長より、ご挨拶をいただきます。
瀨瀨会長、お願いいたします。

【瀨瀨会長】

皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、次第にありますように、「課税限度額の改正について」の諮問と「軽減判定所得基準額の改正について」などの報告が予定されています。

皆様のご意見を伺いながら、協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。

【司 会】

ありがとうございました。続きまして、福祉部長の江口より、あいさつを申し上げます。

【江口福祉部長】

皆様こんにちは、福祉部長の江口と申します。本日はご多用の中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また皆様には日頃から本市の医療保険行政をはじめ、市政各般にわたりましてご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて皆様ご承知の通り2月8日に衆議院議員総選挙、また、2月22日に、小牧市長選挙及び小牧市議会議員の補欠選挙が行われます。現在小牧市は市長が不在の状態でありまして、伊木副市長が市長の職務代理を務めている状況であります。これに伴いまして、市が発行する各種証明書等も、市長名から市長職務代理者に代表者名や代表者の印鑑を変更するなどして事務を進めているところでございます。

さて本日の運営協議会でございますが、ただいま会長からお話がありました通り議題といたしまして、諮問事項が1件、報告事項が2件ございます。委員の皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして簡単ではありますが、会議開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【司 会】

続きまして、今回は委員の皆様へ、「課税限度額の改正について」をご審議いただくため、ただいまから諮問書を、江口福祉部長から会長にお渡しいたします。

【江口福祉部長】

令和 8 年 2 月 5 日、小牧市国民健康保険運営協議会 会長 額 額 昌 章
様、小牧市長職務代理者 小牧市副市長 伊木利彦

国民健康保険税の課税限度額の改正について諮問

このことについて、国民健康保険法第 11 条及び小牧市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記事項について貴協議会の意見を求めます。

諮問事項 1 課税限度額の改正について、令和 8 年度以降の国民健康保険税に係る課税限度額について、地方税法施行令の規定が改正された場合は、課税限度額を改正後の政令通りに改める。

以上であります。

【司 会】

それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の定めによりまして、額 額 会長にお願いいたします。

【額 額 会長】

それでは、議事に入ります前に、先ほど事務局より、本日の協議会成立のご報告をいただきましたので、小牧市国民健康保険運営協議会規則第 8 条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。佐藤委員と澤木委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。先ほどいただきました諮問から、「課税限度額の改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局（水野課長）】

それでは、(1) 諮問 課税限度額の改正について説明させていただきます。諮問資料 1 をご覧ください。

諮問内容は、令和 8 年度以降の国民健康保険税に係る課税限度額について、地方税法施行令の規定が改正された場合は、課税限度額を改正後の政令通りに改めるという内容でございます。

(1) 課税限度額についてです。

国民健康保険税は負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響や、事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。

また、地方税法施行令において、国の法定課税限度額が定められており、これを参考に、各市町村では条例により課税限度額を定めることとなっています。

本市におきましては、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に、限度額の改正を実施してきた経緯があるこ

とから、現行の課税限度額は国の定める法定課税限度額と同額としております。下の表をお願いいたします。

法定の欄に記載してある額が、地方税法施行令で定めている課税限度額で、令和7年度課税限度額につきましては、医療分が66万円、支援分が26万円、介護分が17万円、合計で109万円となっており、本市では法定の額と同額の課税限度額を設定しているところであり、次ページをお願いいたします。

次に(2)令和8年度小牧市国民健康保険税における課税限度額案についてですが、改正が予定されている地方税法施行令により、基礎課税額にかかる法定課税限度額の現行66万円が、令和8年度から1万円引き上げられ67万円に、新たに子ども・子育て支援納付金課税額にかかる法定課税限度額が3万円となる見込みであり、本市においても、課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。

なお、市の条例改正は地方税法施行令の改正後に行う予定です。

改正理由としましては、アとして、国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からの決算補填等目的による繰り入れの解消、削減を図るため、またイとして、国民健康保険は相当の高所得者であっても、課税限度額までの保険税負担に抑える仕組みであることから、課税限度額引き上げにより、所得階層間の負担をできるだけ公平にするためであります。下の表は改正案です。

医療分を1万円、支援分及び介護分は据え置きとし、合計で課税限度額を1万円引き上げ、110万円とし、新規の子ども・子育て支援金分については法定課税限度額の3万円とするものです。

(3)改正による影響についてです。この項目はいずれも令和7年度課税データに基づき、令和8年度案の保険税率、課税限度額額を用いて試算したものになります。

国保税課税額の増加見込みとしまして、医療分が約306万円増額となる見込みです。裏面をお願いいたします。

次に該当する世帯数の見込みですが、全1万5900世帯のうち、医療分では302世帯で約1.9%の世帯が課税限度額に達する見込みです。次に、該当世帯例です。モデル世帯として3人世帯の場合と、1人世帯の場合を挙げております。3人世帯の場合、限度額に到達する所得は、現行の医療分の課税限度額では約836万円ですが、引き上げ後は約878万円となる見込みです。

また1人世帯の場合は限度額に到達する所得は、現行の医療分の課税限度額では約957万円ですが、引き上げ後は約972万円となる見込みです。以上で説明とさせていただきます。

【額額会長】

事務局の説明は終わりました。皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

【澤木委員】

先ほどの説明にもありましたけども、国の法定課税限度額を参考に各市町村では条例によって課税限度額を定めるということになっているということですが、県内の課税限度額の改定状況は何かわかりますでしょうか。

【事務局（水野課長）】

令和7年度の状況になりますが、県内54市町村のうち、法定限度額まで引き上げた市町村ですが、医療分で47市町村、支援分で48市町村でありました。

令和7年度の改定は医療分が1万円、支援分が2万円の引き上げとなっておりまして、それぞれの引き上げ状況は今説明させていただいた内容になります。引き上げをしなかった市町村については、1年遅れで令和8年度から適用するものと想定しております。

また今回の改正におきましても令和7年度と同様に、大部分の市町村が法定限度額まで引き上げると見込んでおります。以上です。

【瀬瀬会長】

その他、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見もないようですし、皆様お忙しいと思いますので、できましたら本日結論を出すことを目指していきたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

【瀬瀬会長】

異議なしとのことですので、本日諮問のありました課税限度額の改正については、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を案の通り改正することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

【瀬瀬会長】

はい、ありがとうございます。全員一致でありますので、課税限度額の改正については、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに決定いたしました。

なお本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりでありますので、お許しをいただければ、私と澤木副会長が代表して答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【額縁会長】

ありがとうございました。では、(1) 諮問につきましては、以上で終わります。(2) 報告ア「軽減判定所得基準額の改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局 (水野課長)】

軽減判定所得基準額の改正について説明させていただきます。報告資料 1 をお願いいたします。

軽減判定所得基準額については、物価上昇の影響により、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、政府が決定しているものであります。令和 8 年度は引き上げが必要と判断されたため、地方税法施行令の改正が予定されており、国民健康保険税の軽減対象となる総所得金額等の基準額が改正され、国民健康保険税軽減措置が拡大される見込みとなっております。

1 改正の内容についてです。表の網掛けのところになりますが、令和 8 年度において、低所得者の保険税軽減判定所得の基準が見直される見込みであります。7 割軽減は変更ありませんが、5 割軽減の基準額は令和 7 年度におきましては、被保険者 1 人につき加算する額を 30 万 5,000 円としていますが、令和 8 年度は 31 万円を加算した額に改正されます。

2 割軽減の基準額は、令和 7 年度は被保険者 1 人につき加算する額を 56 万円としていますが、令和 8 年度は 57 万円を加算した額に改正されます。下にモデルケースとして給与収入世帯で 3 人世帯の場合と、1 人世帯の場合を記載しております。

5 割軽減では令和 7 年度の軽減が適用となる給与収入の場合の額は、3 人世帯で 203 万 6,000 円未満。

1 人世帯で 128 万 5,000 円以下ですが、令和 8 年度は 3 人世帯で 206 万円未満、1 人世帯で 139 万円以下となります。

2 割軽減では令和 7 年度の軽減が適用となる給与収入の場合の額は 3 人世帯で 313 万 2,000 円未満。

1 人世帯で 154 万円以下ですが、令和 8 年度は 3 人世帯で 317 万 2,000 円未満 1 人世帯で 165 万円以下となります。

また、令和 7 年 6 月の状況ベースの試算で 5 割軽減該当世帯数は 31 世帯、2 割軽減該当世帯数は 35 世帯増加する見込みとなっております。この軽減拡大による税収への影響は約 211 万円の減と見込んでいます。

2 の改定時期ですが、国の改正時期によりますが、例年通りであれば、令和 8 年 3 月下旬の政令公布、令和 8 年 4 月 1 日からの施行

を見込んでいます。以上で説明を終わります。

【**瀬瀬会長**】

事務局の説明は終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

【**吉田委員**】

給与収入の場合の基準額で3人世帯が未満で1人世帯が以下というふうに違ってるんですけど、これ何か理由があるんですか。

【**事務局（水野課長）**】

給与収入の場合ですと給与所得控除を差し引いて算出するんですけども、段階によって、所得が収入の額によって決まってくるというのか、税務署の表を参考にさせていただいて、作らせていただいているんですけども、軽減判定所得額との整合をとりながら、この収入額を判定しますとこういった形になり、以下と未満で間違っているということはありません。

【**瀬瀬会長**】

他にご質問、ご意見等はございませんか。

【**澤木委員**】

先ほど私の質問の回答の中で、課税限度額の改正のタイミングはそれぞれ異なるということでしたが、この軽減判定基準の方も、改正のタイミングは市町村によって異なってくるのでしょうか。

【**事務局（水野課長）**】

課税限度額の方は、市町村の裁量で決めさせていただくことができるんですけども、軽減判定基準額は国の政令によって定められておりまして市町村の裁量の余地はございませんので、全市町村が令和8年度に改正することになります。

【**瀬瀬会長**】

その他、ご質問ご意見等ございませんか。

ご意見も出尽くしたようでありますので、(2)報告ア「軽減判定所得基準額の改正につきまして」は以上で終わります。

続きまして、(2)報告イ「令和7年度の状況について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【**事務局（水野課長）**】

それでは(2)報告イ令和7年度の状況について説明いたします。お手元の報告資料2をお願いいたします。

令和7年度の状況について、1、現年度分調定収納状況です。歳入の根幹である保険税の令和7年12月末時点の状況ですが、被保険者数は減少していますが、税率改正により、1人当たり保険税調定額は上昇し、調定額は1億1,683万円余の増加となりました。令和7年度現年度分の調定額27億100万円余に対し、収納額は18億1,125万円余。収納率は67.06%で、前年同月比で0.47ポイントの減少となりました。

未納者への収納対策として、口座振替登録の勧奨や、未納額が一定以上ある世帯への納付勧奨、休日納税相談などを行っており、引き続き収納率向上に努めて参ります。

下段をお願いいたします。2、特定健診の状況です。特定健診は例年通り6月1日から2月14日までの期間で実施しています。令和7年度の特定健診の受診率は12月末時点の状況ですが、22.7%と前年度と比べ1.9ポイントと下がりました。特定健診の受診率向上のため、8月と11月に過去の実績、検診受診歴を確認し、4種類の異なる文面のはがきで受診勧奨を行いました。以上で説明とさせていただきます。

【**瀬瀬会長**】

事務局の説明は終わりました。ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

では、ちょっと1点お聞きしてよろしいでしょうか。収納率ですが、色々な勧奨や納付相談を行って最終的にはどれぐらいの数値になりますか。

【**事務局（水野課長）**】

令和7年度の収納率は、概ね令和6年度の収納率に近い数字になると考えておりますけれども、令和6年度の決算での収納率は94.2%となっております。それに近い数値になると想定しております。

【**瀬瀬会長**】

そうすると5%程度は未納の状態のままということになるわけですね。

【**事務局（水野課長）**】

はい。そうなります。

【**瀬瀬会長**】

その他、ご質問ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それではご意見も尽きたようでありましたので、(2)報告イの「令和7年度の状況について」は以上で終わります。

委員の皆様他に全体を通して何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでありますので議事は終了いたします。

その他について事務局からお願いいたします。

【司 会】

本日は大変慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

議事録につきましては、作成次第、ご署名をいただきに伺わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後の予定ですが、来年度も10月、12月、2月ごろの3回、当運営協議会の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

市内での交通事故が多発しております。車でお越しの方は早めのライト点灯等、交通安全に十分ご注意をお願いいたします。

それではこれもちまして本日の協議会を終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

令和 8 年 2 月 25 日

会 長 瀬 瀬 昌 章 

署名委員 澤 木 厚 司 

署名委員 佐 藤 章 子 